

3. 2 情報収集および処理機能

SASOの情報システムと、消費者保護に直接関連した情報の利用方法は、以下の2種類に大別される。

- a) 本部のデータベースであって、Civil Defense, Traffic Police, MOCなどの外部のデータベースにアクセスできるもの。
- b) SASOラボでの試験のデータベース。

情報システムの概要を示す推奨案を図 3.2 -1 に示す。SASOはネットワークを通じて、又はマニュアルで外部のデータを収集し、それらのSASOの活動への関連について解析を行うこと。

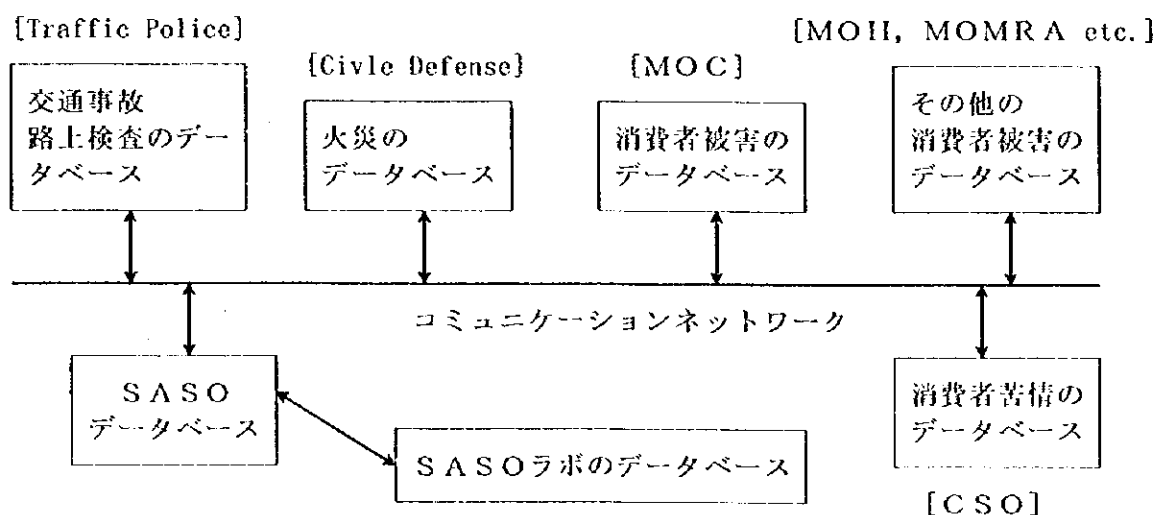


図 3.2 -1 情報システム

SASOデータベースの活用方法

データベースから得られたデータは解析され、SASOの以下の業務に活用される。

SASOのデータベースは内外のデータベースにアクセスできるので、災害や、消費者の事故、傷害、苦情についての情報、ならびに製品テストや災害の要因解析の結果を収集する。事実に則したデータは的を射た解決策を見だし、当国の消費者保護の改善に非常に有効である。

1) 規格

規格はデータに基づいて早急に制定、改定が行われる必要がある。統計的、科学的に解析されたデータは、サウディ・アラビアの自然と社会環境を規格に反映するために有効である。

2) 品質管理

データは製品と工場の品質管理について生産者の向上に活用されなければならない。

3) ラボでの試験

データは試験手順と試験設備の向上に活用されなければならない。

4) 消費者教育

全体的に見て、サウディ・アラビアの消費者は、概して製品の安全性や正しい使用方法に関心がない。具体的な災害や事故、傷害に基づいた消費者教育は、消費者に対する適切なインセンティブになる。

SASOは外部のデータを内部で有効的に活用するために解析を行う必要がある。

SASOは消費者支援機関からの消費者苦情情報を入念に解析し、それをSASO活動の改善と進歩のために積極的に活用しなければならない。同時にSASOは消費者支援機関における原因解析のために必要な支援を行うべきである。

SASOラボのデータベース

SASOラボのデータベースについては、本章の3.7.1.2)を参照のこと。

3. 3 規格

3. 3. 1 総論

SSAの充実は短期目標とすること。SSAの改正も重要であるが、SASOの容量を考慮すると中期目標としてもやむを得ない。

短期目標

- 1) SSAの制定及び改正に関する5カ年計画とこれに基づく1年計画の立案及び実施
- 2) ISO及びIEC規格へのSSAの整合
- 3) 事故及び苦情に関する情報のSSAへの反映システムの構築
- 4) 規格適用に関するStandards General DepartmentとLaboratory General Departmentとの間の密接なコミュニケーション

中期目標

- 1) 試験技術者の教育とISO/IEC技術委員会への出席
- 2) ガルフ諸国との協力

3. 3. 2 基準制定政策

SSAを制定する場合には、次の点を考慮すること。

- 1) 要求事項レベルの標準化
- 2) 国際規格への整合
- 3) 工業開発、トレンド、ニーズの把握
- 4) 消費者苦情と事故
- 5) 近年の技術進歩に対応するための制定後の定期的見直し（原則、3年毎）
- 6) 消費者支援団体が設立された場合のSASOの統括委員会又は技術委員会への参加

3. 3. 3 電気・電子製品

市販製品の種類に比べてSSAが少ない。

次に述べる順に従って、SSAを制定又は改正すべきである。

短期目標

- 1) 電源用アダプタ及び延長コードセットのSSAの新規制定（不良品が市場には多くある。）
- 2) ICCP対象17製品カテゴリーに対するSSAの新規制定。該当するIEC規格を表3.3.3-1に示す。

表 3.3.3 -1 17 の製品分野に関連する I E C 規格

IEC 規格	製 品 分 野
IEC335 series	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用調理器具（但し、電気レンジを除く） ・衣類乾燥機（但し、10kg 以下のもの） ・フードプロセッサ（但し、工業用のものは除く） ・肉挽機（但し、工業用のものは除く） ・家庭用電子レンジ ・10kW 迄の電気オーブン ・家庭用電気ヒーター ・茶／コーヒーメーカー及び液体加熱機器 ・遠心型を除く12kWまでの水ポンプ ・一般用商用電源コンバート及び電源供給装置
IEC598 series	<ul style="list-style-type: none"> ・白熱灯器具、蛍光灯器具及び放電灯用器具 ・水中プール用照明器具
IEC950	<ul style="list-style-type: none"> ・ファックス及びテレックス ・複写機 ・コンピュータ(Desktop and portable) とモニタ
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・電源用アダプタ ・家庭用圧力釜

中期目標

- 1) S S A の制定
 - ・ I C C P 対象製品に組み込まれる部品の S S A 新規制定
 - ・ I C C P 非対象製品であって、市場に出回っているもの
 - ・ その他要素部品
- 2) 既存の S S A の I E C 規格への整合化を含んだ見直し

3. 3. 4 タイヤ

短期目標

- 1) SSA1275/1997 "Standards for characteristics of retread tyres and testing method"（再生タイヤの特性及び試験方法の規格）
S A S O は乗用車用及びバス用の再生タイヤの仕様を削除すること及びトラック用の再生タイヤ使用上の制限条項付加について検討を行うべきである。
- 2) SSA1066/1995 "Requirements for tire storage"
タイヤ保管中の変形防止方法を規定すべきである。
- 3) ドライバーのための新 S S A

ユーザ保守・点検のSSAを制定すべきである。規格中にタイヤバーストの主原因である空気圧、残溝、ひび割れについての要求事項とチェック方法を含めるべきである。

3. 3. 5 繊維製品

短期目標

1) 安全性に関するSSAの新規制定・改正

- a) ホルムアルデヒド、アゾ染料などのような有害物質を含んだ乳幼児用品
- b) ホルムアルデヒド、アゾ染料などのような有害物質を含んだ紳士・婦人用肌着
- c) カーテン、カーペット、ラグなどに対する難燃性の要求
- d) 難燃性繊維製品から燃焼時に発生するガスに対する要求
- e) フロアカバーの静電気についての要求

2) 試験方法に関するSSAの改正

染色堅牢度検査に関する摩擦堅牢度及びドライクリーニング試験を該当SSAに追加すべきである。

3) SSAの改正

SSA 784/1994 を繊維組成表示及び原産国表示は、反物の縁に1mごとに付するよう改正すべきである。

中期目標

1) 紳士・婦人衣類（ジャケットなど）のSSAの新規制定

2) 縫製仕様のSSAの新規制定

3. 4 認証・登録・認定

短期目標

- ・規格適合性マーク [Standard Conformity Mark (SCM)] の制定 (3.4.1. 項)
- ・IECEE電気機器安全試験結果相互活用制度 (The scheme of the IECEE for Recognition of Results of Testing to Standards for Safety of Electrical Equipment) への参加 (3.4.5. 項)

中期目標

- ・Qマーク制度 (Quality Mark System) の充実 (3.4.2. 項)
- ・ISO登録制度 (ISO Registration System) の充実 (3.4.3. 項)
- ・試験所認定制度の拡張 (3.4.4. 項)

3. 4. 1 規格適合性マーク (SCM)

SASOは、規格適合マーク制度を的確に運営するための手順を確立すべきである。手順の概念は、図 3.4.1-1 に示す。

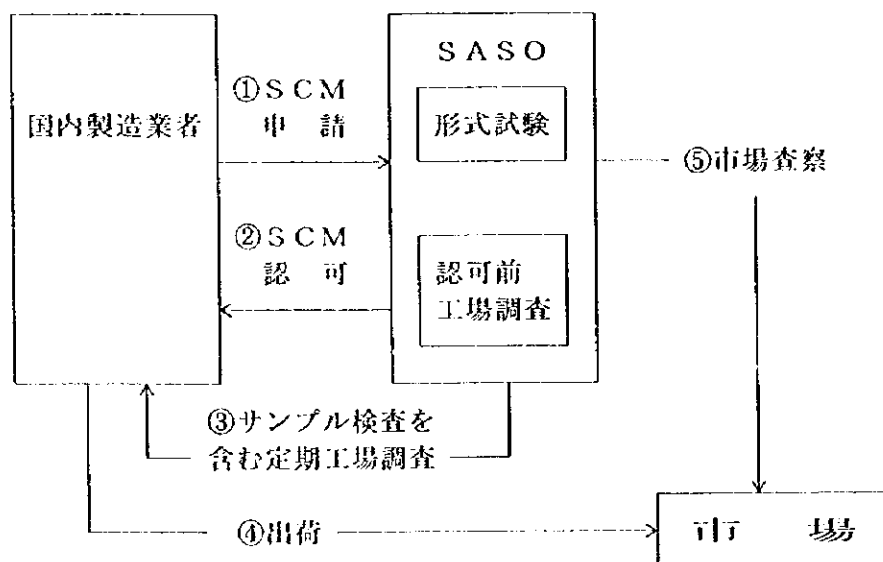


図 3.4.1-1 規格適合性マーク (SCM) の手順

3. 4. 2 Qマーク制度

SASOは、Qマーク制度を促進するために次に掲げる事項に取り組むべきである。これは、メーカー及びSASOの負担を軽減させるためのものである。

- ・製造場所での試験の実施 (TPM)
- ・メーカーデータの活用 (SMT)

- ・ IECCE-CB 制度に基づく C B 証明書の活用
- ・ 海外試験機関のデータの受け入れ
- ・ 工場調査の合理化 (I S O 9 0 0 0 登録結果の活用)
- ・ 海外調査機関の工場調査団結果の活用

3. 4. 3. I S O 登録制度

I S O の登録の取得は商取引の国際化に不可欠になりつつある。

S A S O は、I S O 9 0 0 0 シリーズ規格に基づいて品質システムを評価し、登録する機関と審査員そして審査員養成訓練機関を認定する国家的制度を構築するためのイニシアティブを取るべきである。I S O の登録は Q マーク制度及び規格適合マーク制度における工場調査に活用でき、またこれによりメーカーの負担も軽減する。

3. 4. 4 試験所認定制度

S A S O は試験所 1 0 個所を認定しているが、タイヤ及び繊維関係のものは無い。この国の現状を勘案すれば含まれていないのは当然と思われる。Laboratory Accreditation Department は Quality Mark and Certification Department と協調して認定された機関の試験結果を活用する制度を作るべきである。

3. 4. 5 I E C E E 電気機器安全試験結果相互活用制度

1) S A S O の制度への参加

S A S O は、輸入製品の受け入れのために C B 証明書と C B テストレポートを活用するよう C B 制度に参加すべきである。

a) 第 1 段階 (1 9 9 8 年)

I E C E E メンバーボディとしての申請と C B 証明書受け入れ N C B としての申請

b) 第 2 段階 (2 0 0 1 年)

C B 証明書の発行及び受け入れ N C B としての申請

c) 第 2 段階以降

C B 証明書発行に関する対象品目または規格の拡大

2) C B 制度の紹介

現在、この制度に、ヨーロッパ、北米、アジアなどの地域の 3 8 カ国が参加している。

この制度は、国家レベルにおける認証または認可を取得するために試験結果をメンバー間で相互に認め合うという原則に基づいている。この制度は、国際貿易の技術的障壁を減少させることを意図している。C B 証明書を利用して各国の認証又は認可を取得する手順は、図 3.4.5 -1 のとおりである。

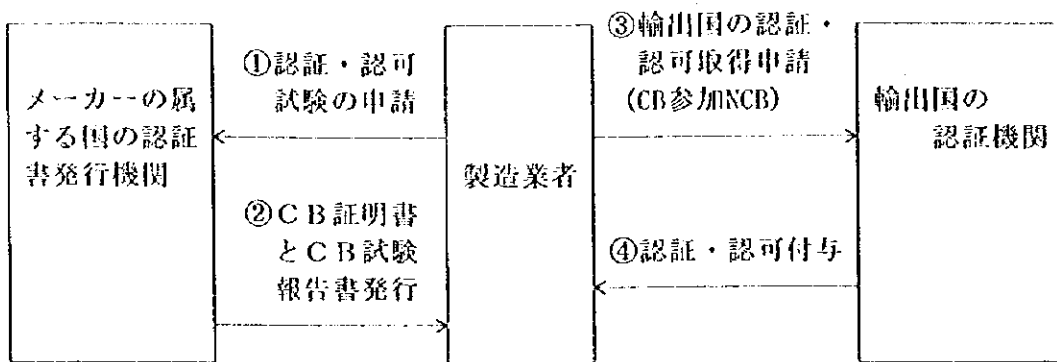


図 3.4.5 -1 CB 証明書を利用して輸出国の認証又は認可を取得する手順

3) この制度への参加のメリット

- a) SASOは、この制度のもと公式にCB証明書とCBテストレポートを活用できる。
- b) SASOは、この制度に参加している国の認証または認可に活用されるCB証明書とCBテストレポートを発行できる。
- c) SASOは、Qマークなどの認証を普及させることができる。
- d) 輸入製品がサウディ・アラビアに入る前にCB証明書発行のための試験が行われるので安全が確保される。
- e) 国内メーカーは、SASOが発行したCB証明書とCBテストレポートを添付することにより、容易に輸出できる。
- f) SASOは、世界から認証・試験の信頼が得られる。

3. 5 広報と消費者教育

表1.12.-1「5. 消費者教育と広報」に示す問題解決のため、S A S Oは次の点で活動を強化すべきである。

短期目標

- ・ 関係省庁と密接な連携の基に広報と消費者教育に力を注ぐ。
- ・ 関係省庁の支援を得て「The Consumer」の編集委員会を持つ。
- ・ 講師派遣や教育材料の提供等により消費者保護関連の学校教育を支援する。
- ・ 広範囲の消費者にトピックを提供する新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを相補的に活用する。

中期目標

- ・ 雑誌「The Consumer」は、月刊として発行し、目標部数は影響力を持つに十分な10万部以上を目指す。内容をもっと魅力の有る面白いものにする為調査団は雑誌の内容の分析を基に、数点アドバイスをする。

雑誌「The Consumer」の改善点

次に示すのは雑誌をもっと魅力的にする為のアイデアである。

- a) 規格情報と消費生活情報を別冊にして分けた方が良い。
別冊にした消費生活情報の方の発行は、将来、消費者支援機関に委任することを中期計画の目標として検討する。
- b) 消費者保護関連記事の他に、雑誌をもっと魅力的にする為に、より良き家庭生活に関する記事を追加する。
- c) 消費者の記憶に新しい実際の事故の例を引用する。
- d) 技術的な正確さを犠牲にしても、もっと一般の読者にとって易しい内容とする。
- e) 市場の製品の試験結果の比較表を載せる。
- f) 編集委員会に関係省庁を招き、特集として交通事故、火災、食中毒などに関するトップ記事を掲載する。
- g) 外国の消費者雑誌で人気のあった記事を再掲載する。

3. 6 人材開発

企画・開発部は、「Career Development Program」(以降CDPと略す)を導入し、他の部署の協力を得て独自のイニシャチブの基にSASOの長期人材開発計画を策定しなければならない。そしてその計画は審議・承認の為、トレーニング委員会に提出されなければならない。

人材開発は、個人の条件に合った組織的訓練計画が必要である。CDPは、図 3.6-1に示すようなCDPシートを使用し、組織的に若い職員をトレーニングする為のものである。

CDP Sheet													姓名
日付 年/月	年齢		研修項目										33才 での 達成目標
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
1997/4													
1998/4													
1999/4													

注意：1) 33才時点の目標を考え、毎年の能力向上計画を立てる。
2) 毎年、1行を使いその年に始まる3カ年計画を記入

図 3.6.-1 CDPシート

1) 規格作成担当者の育成

規格作成に携わるスタッフは、急速に変化する技術や製品に知識をついて行かせる必要がある。その為には、次のようなステップでキャリアパスを組立て人材を育てる必要がある。

基礎的トレーニング

- a) S A S O ラボでのトレーニング
- b) 適当な製造業者でのトレーニング

以上のような訓練は、実際の規格改定の場面に即した問題により、新卒サウディ人を対象に入所後直ちに始めて3年間ぐらいかけて計画的に実施し、そのカテゴリーの経験者を育てて行く。

上級トレーニング

基礎的訓練を終えた後も規格作成部門と試験・検査部門とは常に密接な連携の基に業務を遂行する事が不可欠である。更に、ISO/IECのTC (Technical Committee) メンバーとして登録して規格審議に参画し、ある程度育った人材もそのポテンシャルを維持、発展させることが必要である。それが不可能ならば、次善の策として常に審議段階のIEC/ISO規格案について、検討を加え国際会議の結果をフォローすることである。

2) 事故原因究明担当者の育成

原因究明に携わる職員は、その専門分野で豊富な経験と、高度な技術、深い洞察力が要求される。その為にサウディ人を選び出し、他の分野の原因究明技術者とチームを組んで原因究明作業を展開すること、及び海外の原因究明機関に合流し短期間研修を受けることが必要である。

3) 試験担当者の育成

高いレベルの試験・検査要員を育成する為には、その分野の専門家をS A S Oに招聘し技術指導を受けるか、同じ期間海外で研修を受けるのが有効である。

4) 認証業務担当者の育成

認証要員の育成は次の様なステップで実施する。

- a) 認証に関するISO/IECガイドをテキストにマスターする。
- b) 海外の著名な認証機関で研修を受ける。
- c) 実際の認証実務に参画し技術を高める。
- d) 認証プロセスに関する要望や苦情を分析し、実地に改善策を立案し、改善を実施する。

5) 消費者保護推進部担当者の育成 (新しい部)

消費者保護推進部の職員は、広い知識及び規格を作成し、規格に従って試験をした経

験を必要とする。訓練期間中、規格作成部門や試験部門に所属し、経験を積む為に適切な期間を置いてお互いに配置替えする必要がある。

6) 管理者の育成

管理者育成の為に日本で行われている「目標管理」を導入し、「Plan, Do, Check and Action」の基本動作ができ、そのサイクルを繰り返し行うという訓練を施すべきである。「目標管理」の管理シートの例を図 3.6.-2 に示す。

組織的な S A S O 全体の管理のためには、「目標管理」手法は、きわめて有効である。

図 3.6. -2 管理者教育の管理シート

重要度 / 困難度	重要項目	達成方法と スケジュール	実施成果 (自己記入と 上司のチェック)	評価と反省 (自己記入と 上司のチェック)		
	判定基準			A	B	C
	(日常業務目標)					
総合評価 (自己評価と上司評価)						
				A	B	C

注 A : 優れている B : 普通 C : 劣っている

3. 7 ラボにおける試験機能の充実（総論、電気・電子、タイヤ、繊維）

3. 7. 1 総論

SASOラボは、その設備と試験技術及び処理量を強化し、表1.12.1.-1〔7.3〕に挙げた問題点を解決すべきである。

1) SSAに準拠した製品および材料の試験・検査

試験・検査はマニュアルに従って実施し、試験の各過程で試験結果を試験成績表に記録しなければならない。

2) ラボにおけるデータ処理の改善

データは現状の解析と改善の基礎となるものである。必要な時にいつでも以下に述べるようなデータが利用出来るようになっていなければならない。

- ・試験の要請を行った省庁及び企業の名前
- ・全試験件数及び、試験件数の製品グループ別などの分類
- ・規格に適合しなかった製品の数とその試験内容
- ・規格の制定または改訂のための上記データの蓄積

3) 市場査察

SASOの専門家は、MOC職員と共に市場に赴き協力して欠陥製品を市場から駆逐しなければならない。必要があれば、SASOラボで製品の試験を行うものとする。

4) 規格要請事項の予備試験

規格の原案を作成したり改訂するときは、規格の発行前に新たな規格が適当かどうか確認するためSASOラボで予備試験をする必要がある。

5) 事故および故障の要因調査

消費者製品に起因する事故が発生したら、SASOラボは、関係する省庁の専門家を含む専門家グループを結成し要因の調査を実施する。事故の要因調査を行うとき事故の過程を公表し、事故或いは故障の再発を防止する必要がある。

6) 工場検査

Qマーク及びSCマーク制度の場合、SASOの専門家が工場を訪問し、品質管理体制（QC）その他をチェックする。

7) 外部からの依頼による試験

SASOラボは、他の省庁、産業界、輸入業者および消費者支援機関からの要請を受けて試験を実施する。たとえある製品に対するSSAが無くても、SASOラボは安全性の観点から試験を実施する必要がある。

3. 7. 2 試験の量、人員および設備

SASOラボは、原則として、SSAに指定された試験を実施するのに必要な全ての設備を備えていなければならない。大きくて高価な試験設備を必要とする試験の中には、外国の試験所を含め外部の試験機関に委託することも可能なものもある。

1) 将来SASOラボで行うべき試験の量

表 3.7.2 -1は、試験量の推定量を示す。

表 3.7.2 -1 SASOラボで行うべき試験の推定量

試 験	変 化	理 由
サンプル試験 ・ ICCP向け ・ 通関 ・ Qマーク ・ SCマーク ・ 事故 ・ 市場	変化なし 変化なし 増加 増加 増加 増加	Qマークシステムの拡大 SCマーク制度の導入 調査及び分析 市場査察頻度の増加
外部依頼	増加	市場査察、SC及びCSOの導入

試験の全量は将来増加すると考えられる。

2) 試験員

試験員は、オンザジョブによる教育・訓練が必要である。通常2乃至3年かかる。

訓練期間中SASOラボ以外からの専門家の配置を考慮する必要がある。

3) 試験設備

試験設備は通常高価で、特別に年度毎の計画が必要となる。他の試験機関の証明書を有効活用すれば、複数の試験設備を用意する必要はなく、最低1セットSASOラボにあればいい。

a) SASOラボにおける試験設備導入の優先順位は以下のとおりである。

- ・ 型式試験のためのSSAに準拠した試験設備
- ・ 電気機器、タイヤ及び有害な衣服による火災、交通事故及び傷害の原因調査のための試験設備

b) 信頼性と保守の容易さ

信頼性を優先すべきである。信頼度の高いものでなければならない。将来購入する試験設備の設計に当たっては、気候条件を十分に考慮し、運転・保守が容易で、予備品や消耗品が容易に入手できるようにすること。またラボの一部の人は簡単な故障の修理ができるよう訓練する必要がある。

4) ラボにおける試験

a) 試験能力の強化

試験マニュアルの作成と試験判定の蓄積

b) 国内製造業者支援のための試験

S A S O ラボは試験設備を十分持たない国内製造業者の依頼に応えるための試験の増加に努めるべきである。

3. 7. 3 電気・電子製品

現在基本的な試験は実施されているが、将来はS S Aに規定されている全ての要求事項に対し試験を実施する必要がある。従って試験設備および試験員の増強は毎年段階的に計画する必要がある。

1) 試験設備の増強

表 3. 7. 3. -2は優先順位に応じて導入すべき試験設備であり、注にその概略価格を示す。

2) 試験員の増強

電気ラボにおける試験員増強計画を表 3. 7. 3. -1に示す。

表 3. 7. 3 -1 電気ラボにおける試験員増強計画

年	人員増加	増加人員の役割
1998	3名 (2名) (1名)	接続器具試験要員 データの統計的処理要員
1999	なし	・新規要員の教育と訓練 ・教育と訓練マニュアルの整備
2000	2名	・接続器具と材料の試験増加対応 ・モーター応用機器と加熱器具の試験 ・市場査察のサンプル増加に対応
2001	2名	・モーター応用機器と加熱器具の温度上昇試験 ・市場査察のサンプル増加に対応

ほとんどの電子製品は輸入品であり消費者安全とはあまり関係がないので、電子ラボにおける人員の増員は本計画から除外してある。

電気ラボの試験員を2つあるいは3つのグループに分け、それぞれのグループは仕事が均等になるよう、またお互いに協力するよう管理する。

3) 試験員の訓練

S A S O ラボの能力は基本的には個人の能力にかかっている。ラボの試験員の能力開発は、試験の効率を高め、技術の進歩に応じた新規格の要求事項に対応するために欠く事の出来ないものである。個人の能力に応じた系統的な訓練が必要である。

表 3.7.3 -2 電気・電子製品試験のために増強すべき装置 (2/2)

試験装置名	P	St	IEC 335-1	IEC 65	優先理由
・注射針バーナー試験機	4	—	○	△	・機器に使用されている樹脂材料は火災防止から耐点火性 耐燃焼性が必要
・耐燃焼試験機 (フズバーナー)	4	—	○	△	
・水跳返り試験機(IEC 529)	5			—	・これらは水に関係する機器の試験に必要な重要な装置である。
・噴流試験機(IEC 529)	5			—	
・垂直降雨試験機	5	—	○	—	・これらの装置を後回しにした理由は 1) 稀な使用頻度 2) 個別機器目的である 3) 高価 4) 緊急度が低い ・他試験所や認定ラボのデータが使用可能
・噴霧式降雨試験機	5	—	○	—	
・アーチ形状降雨試験機	5	—	○	—	
・ゴム老化促進試験機	5	—	○	—	
・温度試験用疑似壁	5		—	—	
・始動電流測定装置	5	—	○	—	
・引っ掻き試験機	5	—	—	○	
・衝撃電圧発生器	5	—	—	○	
・振動試験機	5				
・試験品落下用試験機	5	—	—	○	
・スイッチ用負荷装置	5	△	△	○	
・X線放射線量計	5	—	—	○	
・ブラウン管機械強度試験機	5	—	—	△	
・LCRテスター	5	—	○	○	
・水平燃焼試験機	5	—	△		
・燃焼ガス確認用火花発生器	5	—	△		

注) 上記の表にない個別規格に必要な試験装置はその都度導入しなければならない。

5ヶ年計画で導入すべき試験装置の概算値は79百万円(658千ドル)である。

3. 7. 4 タイヤ

将来、交通事故と路上検査からのトラブルタイヤの原因分析が増加するであろうが、これは5人の要員でまかなえると考える。

1) 試験方法の改善

現在の試料作成方法は、適切でなく改善する必要がある。

2) 追加する試験設備と試験項目

安全の見地から表3. 7. 4-1に示した下記の試験設備を増強し、試験項目を追加すべきである。

表 3. 7. 4 -1 試験設備と試験項目

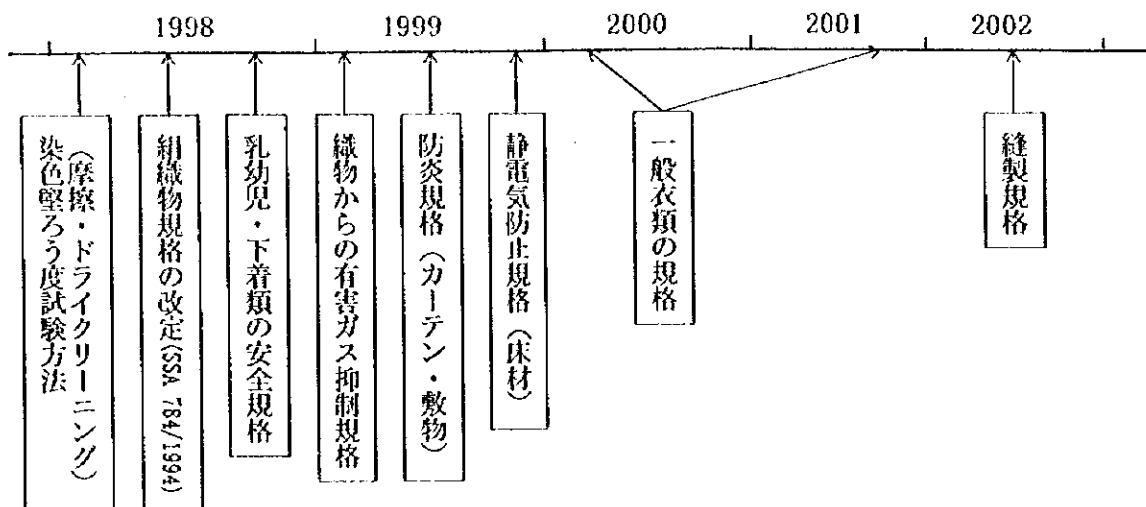
	試験設備の拡充	試験項目の増加	要員の増加
1	オートグラフの エアージャック	タイヤバースト防止のため、カーカス層の剥離試験、コード層の単コードの引張強度や伸長試験 サイドトレッドゴムの引張り強さ、伸びの測定精度の向上。	—
2	スチールタイヤ の断面カッター	タイヤの対称性、均一性調査のためのタイヤ断面測定	1名
3	タイヤの貫通強度試験機	弱いタイヤを排除するための乗用車用タイヤの破壊応力測定	1名
4	ダイナミックバランステスタ	タイヤの均一レベルの測定	1名
5	室内ドラム試験機	高速性能試験および耐久試験	3名 (含交替要員)

3. 7. 5 繊維製品

規格制定に関する5か年計画、強化すべき試験及び検査項目、試験設備、人員の補強についての提案を以下に示す。

1) SSAの制定及び改定

試験機導入及び人員計画は規格制定年度に対応させる必要がある為、規格制定に関する5か年計画を図3. 7. 5-1に示す。



5 け年計画の方針

基本的な試験方法の完成。まず不当表示に関する組織物の規格改正、次に皮膚障害、静電気によるショック、有毒ガスに関する安全規格を2年以内に、一般衣類の規格を3～4年以内に、縫製規格を5年以内に制定する。

図 3.7.5 -1 規格制定に関する5ヵ年計画

2) 強化すべき試験、検査項目

- ・安全性試験の拡充
- ・消費者苦情の原因究明
- ・規格制定に用いる確認試験
- ・市場査察

3) 試験設備

規格を制定するに当たっていくつかの試験機を更新及び新規導入する必要がある。試験機の導入年度及び導入理由についての5ヵ年計画を表 3.7.5 -1に示す。

表 3.7.5 -1 試験設備についての5カ年計画

装置名	試験項目	試験装置の導入理由	導入時期
キセノン試験機	耐光堅ろう度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現有装置の導入は10年以上前で、老朽化している。 ・ 現有装置はサンプル処理能力不足 	1998
試験用洗濯機 (IEC適合)	寸法変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現有設備は家庭用で精度も不十分。 ・ IECで試験用と認定された洗濯機を導入 	1998
分光光度計	ホルムアルデヒド分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維製品中のホルムアルデヒドのような有害物質の測定 ・ 規格作成に必要な確認試験用 	1998
煙・有毒ガス分析計	繊維からの煙とガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維製品、特に難燃繊維の煙とガスの分析 ・ 規格作成に必要な確認試験用 	1999
人体帯電圧測定装置	床敷物からの静電気測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床敷物から発生する静電気の測定 ・ 規格作成に必要な確認試験用 	1999
合計金額 : 26.7百万円/222.6千ドル			

4) 人員の補強

市場監視における検査員はテキスタイルラボ人員を育成し選出する必要がある。なぜなら、市場における製品、反物の不当組成表示や外観検査を行なうに当たって検査員は繊維製品に関する専門知識を有していなければならない。

人員の補強についての5カ年計画を表 3.7.5-2に示す。

表 3.7.5 -2 人員についての5カ年計画

	管理者	分析試験要員	合計
人 数	1名	1名	2名
増員時期	1998	1999	

3. 8 組織開発

3. 8. 1 品質システムの確立

SASOの活動を効果的に且つ国際的な整合性をもって行うために、本調査団は、SASOがその組織構造、管理方法、および業務内容を以下の関連するISO/IECの指導要項に適合させることを提案する。

- 1) ISO/IEC Guide 25 : 校正・試験所の実行能力に関する一般的要求事項
- 2) ISO/IEC Guide 39 : 検査機関認定のための一般的要求事項
- 3) ISO/IEC Guide 58 : 校正・試験所の基準適格性認定システムの運営および認証に関する一般的要求事項
- 4) ISO/IEC Guide 62 : 品質システムの評価・証明・登録を実施する機関に対する一般的要求事項
- 5) ISO/IEC Guide 65 : 製品証明システムを実施する機関に対する一般的要求事項

組織の再構築

図 3.8-1 は、現在の組織と本調査団が提案する組織の比較である。

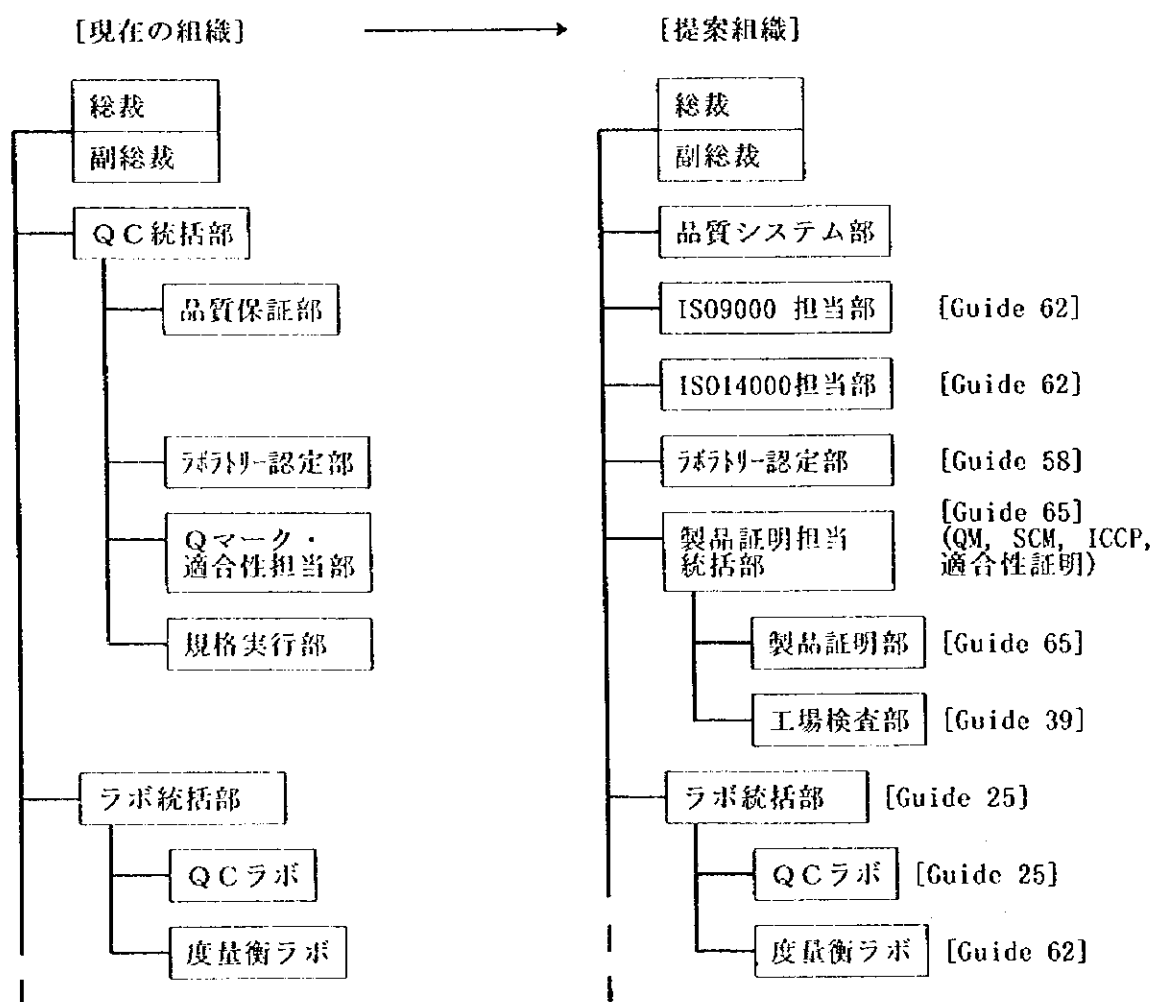


図 3.8 -1 現行組織と提案組織の比較

上記の指導要項のすべてがそれぞれの業務について包括的かつ独立した運営を要求しているため、本調査団は関連組織の再構築を提案する。新しく設立される ISO9000, ISO14000、ラボラトリーの基準適格性認定、製品証明、工場証明を担当する部局やラボ統括部には、運営委員会と、関連の指導要項に対する各部局の運営を行う個別の委員会を設置し、また ISO9000 と ISO14000、およびラボラトリーの適格性認定担当部にはそれぞれの評価機能と証明機能との分離が要求されている。品質システム部(Quality System Department)は組織の開発と組織監査とを行う。

3. 8. 2 消費者保護推進部

協調の必要性

S A S Oは、関連する組織や機関との積極的な協調体制と、S A S O内部の各部署相互の連携を強化しなければならない。S A S Oの調整業務の主なものは以下のとおりである。

- a) 火災・交通事故の要因解析や調査作業の改善に参画するために、Civil Defenseおよび Traffic Policeとの密接な協調。S A S Oラボでの試験結果は、災害の再発防止のために有用でなければならない。
- b) 消費者の事故、傷害、および苦情について技術的な調査を行い、市場の共同査察と主要な製品の購入試験を、年に数回実施するために、MOCとの密接な協調。
- c) 上記 a)、b) で入手した結果や事実は、早急に規格に反映するために、S A S Oの規格統括部に通知すること。
- d) 上記 a)、b) で入手した結果や事実は、タイムリーな消費者教育に活用するために広報部とGSM0に通知すること。S A S Oは消費者保護の共同キャンペーンを関係組織に提案すること。
- e) 消費者被害と損失のデータの解析とS A S Oのデータベースの保管。
- f) 消費者支援機関の能力開発とS A S Oを含む関連機関との良好な協調を作り出すための強力な支援

消費者保護推進部の設置

上記の業務を実施するために一つの部の新設が必要であり、そこにはS A S Oの総裁に直結した管理者1名と実務者2名を配置し、包括的な消費者保護活動を実施し、かつ他の組織体とS A S O間、さらにはS A S O内部の調整を行う。

図 3.8. -2 は、本提案の新設部「消費者保護推進部」の内容と、既存の組織との関係を示すものである。

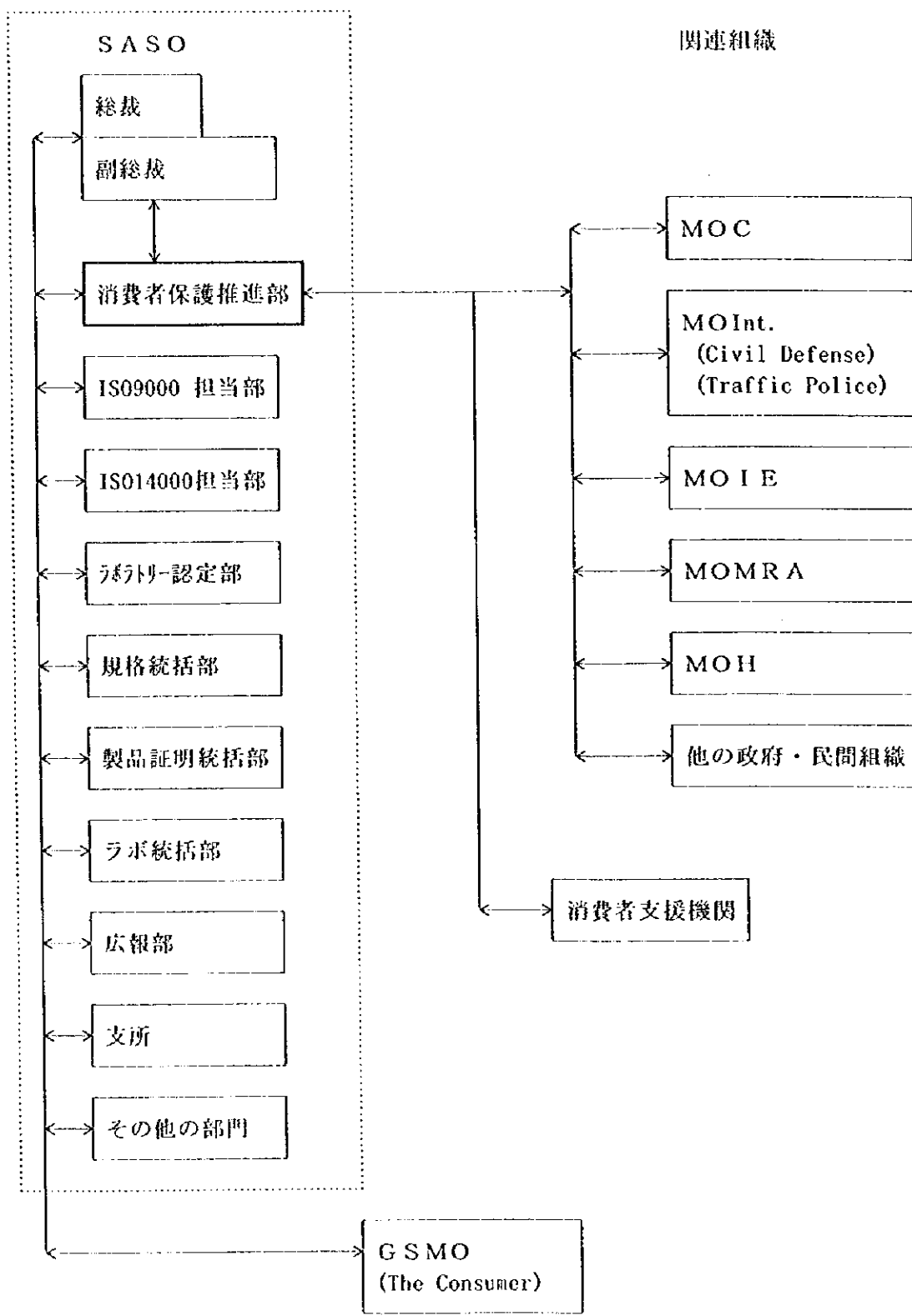


図 3.8 -2 消費者保護推進部の組織構造

3. 9 5カ年計画の活動と経費

SASOの開発に関するマスタープランのタイムスケジュールには、予定されているSASOの活動、他の関係組織が実施する関連活動、ならびに特にSASOラボの強化のための毎年の経費が含まれていることが必要である。

表 3.9-1 は、SASOの活動と能力と、サウディアラビアの全般的な消費者保護活動の展開（例えば試験需要）に対応するために必要となる試験装置と実験設備が示されている。

表 3.9 -1 SASO発展の5ヶ年計画 (1/3)

項目	1998	1999	2000	2001	2002
法体系					
消費者保護基本法の制定と施行		制定	施行		
製品安全法の制定と施行		制定	施行		
屋内配線法の制定と施行		制定	施行		
Civil Defense Law の強化と防災繊維の使用		制定	施行		
表示法の制定と施行		制定	施行		
交通安全規則の制定と施行	制定	施行			
繊維製品への有害物規制法の制定と施行	制定	施行			
消費者支援機関		設立	活動開始	活動の拡大・強化	
規格					
電気・電子製品	電源アダプターコード IOPP対応17品目	部品類	それ以外の IEC 335 598, 950 対応機器	電気工具、その他 安全関連部品	ワイヤー
屋内配線	Saudi Application Guides		(配線技能者資格制度)		
タイヤ	再生タイヤ規格の見直し	保守・点検規格			
繊維製品	色落ち検査規格見直し 絹製品規格見直し 有害物質規格	静電気規格 難燃性繊維規格 有毒ガス規制規格	衣類一般規格		縫製規格
認定・認証・検査					
製造業者データと能力の活用					
Qマーク制度					
規格適合性マーク (SCマーク)	準備作業		充 実 (猶予期間3年)		
輸入業者による検査成績の確認	準備作業		充 実		
CB制度への参加	IECEEカナルと認証 機関登録準備期間	IECEEへの申請		CB証明書受け入れ 認証機関準備	IECEEへの申請
屋内配線検査機関の認定	制度の確立	検査機関の認定			

表 3.9 -1 SASO発展の5ヶ年計画 (2/3)

項 目	1998	1999	2000	2001	2002
市場査察					
一般					
原産地国、輸入業者、製造業者名の目視検査					
電気・電子製品 定格表示とプラグ形状の目視検査		定期的検査			
接続器具のサンプル検査					
他の家庭電気製品のサンプル検査					
屋内配線の検査					
タイヤ 小売業者への訪問検査					
路上検査					
繊維製品 ラベルと品質の目視検査	(ラベル)	(ラベルと品質)			
品質のサンプル検査	(組成)	(組成と他の品質)			
情報収集と処理					
MOC, CD, TPに於ける消費者苦情と被害の原因と統計的分析の強化	既存システムの改良	開発	利用	改良	
情報システム		開発	利用		
本部とラボでのSASOデータベース	システムの発展		利用		
E/Eラボの試験機能の充実					
試験設備	コネクタ試験機	コネクタ材料試験機 部品安全試験機	接続強度及び寿命試験機	材料試験機 (IEC335-1, 65)	稀硬度使用試験機
人員	3名増員		2名増員	2名増員	
必要費用	9百万円 (75千\$)	13百万円 (108千\$)	15百万円 (125千\$)	2百万円 (17千\$)	40百万円 (333千\$)

表 3.9 -1 SASO発展の5ヶ年計画 (3/3)

項目	1998	1999	2000	2001	2002
材料ラボ (9件)の試験機能の充実					
試験装置	エアチャック タイヤカッター	貫通強度試験機	動的引張機		ドラム試験機
人員	1名増員	1名増員	1名増員		3名増員
必要費用	0.5百万円 35百万円 (4千\$) (292千\$)	27百万円 (225千\$)	40百万円 (333千\$)		35百万円 (292千\$)
繊維ラボの試験機能の充実					
試験装置	Xe 試験機 IEC 仕様洗濯機 分光光度計	歩行式静電測定器 煙・ガス分析計			
人員	1名増員(管理者)	1名増員			
必要費用	4.7百万円 (39千\$)	22百万円 (183千\$)			
人材開発	CDPの導入	実行			
消費者教育					
・ The Consumer	毎月発行	事故例の掲載	製品比較の掲載		
一般教育	他組織との協調作業	各種メディアによる消費者教育			
SASOの組織開発					
消費者保護推進部	組織発足				
組織の再構築	品質システム部発足と組織監査	認証・登録・認定のための新組織の発足	組織構造の改良		

第4章

サウディ・アラビアにおける消費者保護に関する 4 重要基本目標達成の総合的な活動計画

第4章 サウディ・アラビアにおける消費者保護に関する

4 重要基本目標達成のための総合的な活動計画

4. 1 総論	4- 1
4. 2 消費者に対する充分かつ正確な商品情報の提供	4- 2
4. 3 消費者に安全かつ信頼性のある製品を提供すること	4- 3
4. 4 電気及び燃え易い繊維製品に起因する火災の減少	4- 5
4. 5 タイヤに起因する交通事故の減少	4- 8

第4章 サウディ・アラビアにおける消費者保護に関する 4重要基本目標達成の総合的な活動計画

4.1 総論

本調査団は調査範囲の中での重要基本目標として下記の4項目を選んだ。本章ではそれらの目標を達成するための活動計画について述べる。

4重要基本目標

- 1) 消費者が購入、使用する製品に関する十分、かつ正しい情報の消費者への提供
- 2) 安全かつ信頼できる製品の消費者への提供
- 3) 電気および可燃性繊維製品による火災災害の減少
- 4) タイヤに起因する交通災害の減少

各目標に対する活動計画は4.2, 4.3, 4.4, 4.5と、表4.1-1に述べられている。これらは、サウディ・アラビアにおける消費者保護の強化に関するキーポイントとして下記を考慮して作られている。

活動計画のキーポイント

- 1) 法律制度および規格の整備
- 2) 省庁間の密接な協力強化
- 3) 市場での製品の品質と製品の正しい使用法の保証
- 4) 消費者支援機関の有効な活用
- 5) SASOの技術力と施設の全面的、かつ積極的な活用
- 6) 消費者保護を目的とした、情報のトータル・フィードバック・ループの確立

4. 2 消費者が購入・使用する製品に対する充分かつ正しい商品情報の提供

目標達成のための主要な活動

- ・不正な、又は紛らわしい表示を付けた製品を市場から駆逐すること
- ・消費者にアラビア語の取扱説明書と教育的情報を提供すること

1) 関連組織の役割分担

次の表は関連組織の役割分担を示すものである。

<u>MOC</u> (プロジェクトを主管)	<u>SASO</u>	<u>その他</u> (CCI) 〔消費者支援機関〕
・〔表示法〕の制定	・法制定への支援	・目標への支援
・市場査察	・市場査察とサンプルテストへの支援	
・税関での輸入検査	・検査とサンプルテストへの支援	

2) 不正、又は誤解を招く表示を付けた製品を市場から排除すること

活動の概略

適正、不適正な表示方法と違反に対する罰則を「表示法」で明確化し、税関と市場査察で検査を実施することが、悪質商品を市場から排除するための主要な活動である。

SASOのアクションプログラム

- ・SASOは「表示法」の制定についてMOCに協力すること。
- ・2.4.4 に述べた如く、SASOは1998年より市場査察に、1999年よりSASOラボにおけるサンプルテストについてMOCに協力すること。QC統括部とラボ統括部の検査担当者は調査に参加すること。

3) 消費者にアラビア語の取扱説明書と教育的情報を提供すること

活動の概略

税関検査と市場査察時にSSAの遵守についての厳密な検査を継続して実施することが必要である。

SASOのアクションプログラム

- ・2.4.4 に述べた如く、SASOは市場査察についてMOCに協力すること。

4. 3 消費者に安全かつ信頼性のある製品を提供すること

目標達成のための主要な活動

- ・輸入業者と販売業者に製品の安全性と規格への適合性を確認する義務を課すること
- ・国産品の品質管理の強化
- ・市場からのサンプル品試験の強化及び消費者事故・損失情報の収集強化

1) 関連組織の役割分担

次の表は関連機関の役割分担を示すものである。

MOC [カネ外を主管]	MOIE	SASO	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・製品安全法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーの品質管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ規格の制定・改定 ・メーカー教育の技術的支援 ・SCマーク制度の導入 ・Q マークとISO9000 の推進 ・市場査察とサンプルテストへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護基本法の制定と消費者保護審議会の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・市場査察 		<ul style="list-style-type: none"> 技術的支援 技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者支援機関 消費者苦情の原因調査 製品試験

2) 輸入業者と販売業者に製品の安全性と規格への適合性を確認する義務を課す

活動の概略

消費者保護基本法には、安全かつ良質な品質の商品の取り扱いに関し、輸入業者と販売業者の義務が明確にされなければならない。しかし、この法律が制定されるまでには時間が必要であると思われるので、本調査団は関係組織間の密接な協力体制と適切な役割分担を暫定的に定め、実行することを提案する。この法律の執行は主として市場査察を通じて行われる必要がある。流通ルートやその製品が適用される規格については、2.4.1 に述べた如く、輸入業者のステッカーなどによって容易にトレースできるようにすること。

SASOのアクションプログラム

- ・2.4.4 に述べた様にSASOはMOCに協力して市場査察を行わなければならない。

3) 国産品の品質管理の強化

活動の概略

MOIEおよびSASOは、SCマーク、Qマーク制度やISO9000の登録制度などを含めて品質管理の実施を促進、奨励す必要がある。

SASOのアクションプログラム

- ・ SASOは、1998年中にSCマーク制度を制定し、Qマーク制度やISO9000の登録制度と共に積極的に推進すること。
- ・ SASOは、2.6.2 2) および3.5 に述べた如く、セミナーやメーカー・販売業者教育、ならびに「品質の日」などによって品質管理についての啓蒙を推進すること。

4) 市場査察で入手したサンプルの試験の強化と消費者災害と損失情報の収集

活動の概略

サンプルテストを伴う強力な市場査察と消費者情報の収集・解析が、サウディ・アラビアにおける消費者保護を推進するための重要な基本的施策である。MOCとSASOは、能力が限定されているとしても、市場査察をできるだけ早期に開始する必要がある。査察を段階的に増加して行くことが、本来の目的に有効な方法である。

SASOのアクションプログラム

- ・ SASOは、市場査察とSASOラボにおけるサンプルテストについてMOCに協力しなければならない。特に、SASOは問題のある製品をできるだけ多くテストすること。
- ・ SASOは、要因解析の能力を段階的に育成し、災害や消費者の苦情の要因解析について積極的に支援を行うこと。
- ・ SASOは、Civil Defense, Traffic Police、MOCなどから消費者災害や損失の情報を収集し、2.3 および3.2 に述べた如く、それらをSSA、品質管理(Qマーク、SCマークなど)、試験・検査システム、ならびに消費者教育に反映させることを目的として解析を行うこと。
- ・ SASOは消費者支援機関の消費者苦情の調査及び製品試験に対して強力な支援を行うこと。

4. 4 電気および燃え易い繊維製品に起因する火災の減少

目標達成のための主要な活動

- ・屋内配線の不良工事の減少
- ・粗悪な電気接続器具の市場からの排除
- ・2種類の電源の誤用の減少
- ・特定場所への防災繊維製品の使用

1) 関連組織の役割分担

次の表は関連組織の役割分担を示すものである。

Civil Defense (ファミ外主管)	MO I E	MOC	S A S O	その他 (MOMRA)
	・屋内配線法の 制定		・検査機関の資 格認定	・検査
	・配線工資格認 定制度の改訂 施行	・接続用器具 の市場査察	・Saudi Appli- cation Guide 作成	(GOTEVOT)
			・技術的支援	> 資格認定の訓 練コース
・難燃性繊維製 品の Civil Defense 法			・査察とサンプ ルテストへの 支援	
			・接続用器具の SSA の制定	
			・難燃性品目の SSA を補充	
・検査			・技術的支援	(MOMRA) > 家屋の屋内配 線の検査

2) 不良屋内配線の減少

活動の概略

2.2.4 1) および2.6.1 5) に述べた如く、屋内配線法と Saudi Application Guides はビル・家屋の低圧屋内配線のルールを設定するものであり、技術規格、ビル・家屋の所有者と建設業者の義務、ならびに違反者の罰則などである。

2.4.5 および2.5.2 に述べた如く、検査システム、検査機関の資格認定制度、検査方法、ならびに屋内配線工の資格認定制度は、この法律の効果を確実にするものである。

S A S O のアクションプログラム

- ・ S A S O は、Saudi Application Guides を1998年中に作成すること。

- ・ S A S O は、屋内配線検査機関の資格認定制度を1999年までに制定し、認定業務を1999年中に発足させること。
- ・ 場合によっては、S A S O は、実情を検討するために、恐らく2000年に自主的に開始される屋内配線検査を検査機関と共同で実施すること。
- ・ S A S O は、M O I E、G O T E V O T ならびにその他の組織体に対し、技術的支援を行うこと。

3) 粗悪な電気接続用器具 (配線用アダプター、延長コードなど) を市場から排除すること

活動の概略

先ず、接続用器具について現在不足している規格を制定し、S A S O ラボに必要な試験設備を設置することが必要である。表3.7.3-2 で優先順位1と表示された装置が必要とされる。次には、2.4.4 1) に述べた如く、強力な市場査察とサンプルテストが不良製品を市場から排除することになる。市場査察とサンプルテストはなるべく早期に開始すべきである。S S A が制定されるまでは、2.4.4 1), b) に述べた如く、取り合えず接続用器具に関する現行のS S A を適用してもよい。

S A S O のアクションプログラム

- ・ S A S O は、規格を1998年中に制定すること。
- ・ M O C と S A S O は、接続用器具の市場査察とサンプルテストを1999年から開始すること。
- ・ S A S O は、ラボに必要な試験装置と試験のスキルを1998年中に準備すること。

4) 2種類の商用電圧の誤使用の減少

活動の概略

2.6.1 4) に述べた如く、第1段階では、税関による管理と市場査察によって専用のプラグやコンセントの使用を厳密に管理すること、すなわちS S A の施行が必要である。第2段階では、プラグやコンセントに関するS S A の再検討と、現在2つある電源電圧の統一化の検討が必要である。

S A S O のアクションプログラム

- ・ S A S O は、屋内配線法によるS S A の施行の改善についてM O I E に協力すること。この法律は1999年中に制定される。
- ・ M O C と S A S O は、2.4.1, 2及び4に述べた如く、輸入品と国産品の品質管理と市場査察を強化するために協力すること。
- ・ S A S O は、関連S S A の改善の検討を行うこと。

5) 特定の場所における防炎性繊維製品の使用

活動の概略

サウディ・アラビアの乾燥した気候においては、繊維製品は極めて燃えやすい状態にある。2.6.3 3), b) に述べた如く、特定の製品に対する防炎性繊維製品の使用と違反者に対する罰則をCivil Defense 法で法制化し、Civil Defense はMOMRA と協力して検査を実施すること。

SASOのアクションプログラム

- ・ SASOは、特定の場所における防炎性繊維製品の使用を1999年中に法制化するためにCivil Defense と協力すること。
- ・ SASOは、家屋やビルの検査についてMOMRAに技術的支援を行うこと。検査は2000年中に開始すること。
- ・ SASOはカーテンとカーペットの防炎性に関する規格を制定し、ラボにおいて見本試験を実施すること。

4. 5 タイヤに起因する交通事故の減少

目標達成のための主要な活動

- ・タイヤについて適切な使用と保守方法の強化徹底
- ・安全性の低いタイヤの使用禁止

1) 関連組織の役割分担

次の表は関連組織の役割分担を示すものである。

<u>Traffic Police</u> [フォシ外主管]	<u>MOC</u>	<u>MOE</u>	<u>SASO</u>	<u>その他</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの正しい使用方法と保守に関する道路交通安全法 ・路上検査 ・事故の要因解析 ・運転者教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売商に対する市場査察 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの正しい使用方法と保守についての学校教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的支援 ・消費者教育 	<ul style="list-style-type: none"> (CCI) ・支援活動
	<ul style="list-style-type: none"> ・中古タイヤの販売規制 		<ul style="list-style-type: none"> ・技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> (CCI) ・支援活動

2) タイヤの正しい使用方法と保守の強化

活動の概略

このテーマは、サウディ・アラビアにおいては特に重要である。高校教育、運転教習所、取扱説明書、小売店における説明、消費者向けの雑誌を含む各種のメディアによる解説など、可能な限りの教育方法を駆使して消費者教育の強化を図る必要がある。運転者には適切な使用と保守についての義務を課すこと。2.4.4 2), b) で述べた如く、路上検査を定期的実施し、違反者への罰則を設けることが現状の改善につながると思われる。交通安全規則が制定される以前でも、データの収集と、タイヤの正しい使用方法についての大衆の認識向上のために、路上検査を実施する必要がある。タイヤに起因する交通事故の原因はTraffic PoliceとSASOラボで解析すること。このためには表3.7.4-1に記載した試験設備が必要である。

SASOのアクションプログラム

- ・ SASOは、学校教育や消費者教育について技術的支援を行い、実際の事故例や路上検査から得られた結果を消費者教育に活用すること。
- ・ 路上検査については、SASOは同検査について技術的支援を行い、また情報の入手に努めること。Traffic Policeと販売業者グループは、タイヤの専門家としての立場から、2.4.4 に記述した検査を実施すること。
- ・ SASOは、タイヤの保守規則を1999年中に制定すること。
- ・ MOCとSASOは、2.4.4 に述べた市場査察について協力すること。
- ・ SASOは、タイヤ試験のための設備とスキルの段階的向上を図ること。国産タイヤのメーカーは存在しないので、この目的については経験を積んだ外国の技術者の支援が必要であると思われる。

3) 不安全タイヤの使用禁止

活動の概略

乗用車やバスの再生タイヤの仕様についてのSSAの記述を削除することの検討及び中古タイヤの販売を禁止する法規を制定すること。その上で市場査察と税関検査などによってSSAと法規制の強化を行う。

SASOのアクションプログラム

- ・ SASOは、再生タイヤとタイヤの保管方法について1998年中にSSAを改定すること。
- ・ サウディ・アラビアの自然と社会的環境は、タイヤとその使用方法について特別の配慮を必要としている。SASOは、この現状を検討し、関連SSAへの反映を図る必要がある。

表 4.1.1-1 消費者保護に関する主要目標に対する活動計画 (1/2)

目標	組織間の協力	目標達成のための主要な活動 個々の活動のため関係機関が実施する施策	SASO				
			規格	認証・登録・交際 認定	試験・検査	ラボの設備と スキル	協力体制・消費者教育
1) 消費者に対し 充分かつ正確 な商品情報の 提供	MOC SASO CCI 消費者支援機関	不正又は誤解を招く表示の付いた製品を市場から 駆除する。 ◎ 表示法 ◎ 市場調査 ◎ 表示についての税関検査			◎ 市場調査支援と サンプリングテスト		◎ 販売業者と消費者に Q, SCマーク等の タグ付けに関するセ ミナーやや情報の提供
2) 消費者に安全 かつ信頼でき る製品の提供	MOC SASO CCI 消費者支援機関	消費者にアラビア語の取扱説明書や教育的情報を 提供する。 ◎ 市場調査 ◎ 取扱説明書付属についての税関検査			◎ 市場調査支援と サンプリングテスト		◎ The Consumer誌等を 通じて販売業者と消 費者にアラビア語の 取扱説明書に関する 情報の提供
	MOC SASO	輸入業者と販売業者に製品の安全性と規格適合性 を確認する義務を課する ◎ 消費者保護基本法の制定 ◎ 製品安全法の制定 ◎ 輸入業者名を記したタグを製品に付ける ◎ 市場調査	◎ 安全に関する SSA の制定又は 改定		◎ 市場調査支援と SASOラボでのサ ンプリングテスト		◎ The Consumer誌等を 通じたた消費者教育
	MOJE SASO	調産品の品質管理の強化 ◎ 調産品に対するSCマーク制度の制定と施行 ◎ 全国的な品質管理の推進		◎ SCマーク制度の 導入 ◎ Qマーク制度と ISO9000 の認証 の推進	◎ SCマーク制度に 基づいた検査		◎ 消費者に対する SC マーク制度の広報活 動 ◎ メーカーに対する品 質管理セミナー
	MOC Civil Defense Traffic Police SASO 消費者支援機関	市場調査と消費者被害と損失情報の収集の強化 ◎ 消費者保護基本法の制定 ◎ 消費者保護会議の設立 ◎ 製品安全法の制定 ◎ 消費者保護システムの開発と消費者情報の解 析			◎ サンプリングテスト と要因解析支援		◎ 消費者情報データベ ース ◎ 消費者情報に基づく 消費者教育 ◎ 消費者保護推進部の 新設

注記： ◎ 最優先事項 ○ 第二順位 — 新しい活動

表 4.1-1 消費者保護に関する主要目標に対する活動計画 (2/2)

目 標	知識間の協力	目標達成のための主要な活動 個々の活動のため関係機関が実施する施策	S A S O				
			規格	認証・登録・資格 認定	試験・検査	ラボの設備と スキル	協力体制・消費者教育
3) 電気と可燃性 繊維製品に起 因する火災の 減少	Civil Defense MOIE MOMRA SASO GOTEVOT	悪質な屋内配線の減少 ◎ 屋内配線法の制定と屋内配線検査の実施 ○ 配線技能士の資格制度施行	◎ Saudi Application Guide	◎ 検査機関の登録 認定制度	◎ 市場査察支援と SASOラボでのサ ンプルテスト	◎ 表3.7.3-2 の試験装置 リスト参照 ◎ ラボ技術者 の訓練	◎ 災害と優良屋内配線 の情報
	MOC MOIE SASO	粗悪な接続器具の市場からの排除 ◎ 専用のコンセント・プラグの厳密な使用規制 ○ 市場査察	◎ 配線用アダプタ ーの規格化				◎ 製品情報
	MOIE MOMRA SASO	2種類の電源電圧の採用の減少 ◎ 専用のコンセント・プラグの厳密な使用規制 ○ 電圧の統一化	◎ 220V用コンセン ト・プラグの SSAの改定				◎ 電気機器の使用方法 に関する情報
	MOC Civil Defense SASO	特定の場所での耐火性繊維製品の使用 ◎ Civil Defense 法の改訂及び防火性繊維製品の 正しい使用規則の施行	◎ 可燃性に関する SSA の追加 (カー ボンカーペット)		◎ SASOラボでのサ ンプルテスト		
4) タイヤに起因 する交通事故 の減少	Traffic Police CCI MOE MOC SASO	タイヤの適切な使用と保守の強化 ◎ 交通安全法改正の改訂 ◎ 路上検査 ○ 市場査察 ○ 事故の原因分析	◎ タイヤ保守規格 の制定 ◎ 規格の改定		◎ 市場査察支援 ◎ 路上検査支援 ◎ 災害の要因解析 支援	◎ 表3.7.4-1 の試験装置 リスト参照 ◎ ラボ技術者 の訓練	◎ 密接な協力と情報交 換 ◎ 適切なタイヤ保守教 育と要因解析
	MOC SASO	不安全タイヤの使用禁止 ○ 中古タイヤ販売規制法	◎ 再生タイヤ規格 の改定		◎ 市場査察支援		

注記: ◎ 最優先事項 ○ 第二順位 — 新しい活動

第5章

提 言

第5章 提 言

提案したマスタープランを実現するには以下の点が重要である。調査団はSASOに全力を尽くして取り組むよう要望する。

1) SASOと他の関係省庁との密接な連携をできるだけ早く確立する。

SASOは以下の項目を実行することにより積極的な連携を図る。

- a) SSA施行のための消費者保護基本法、製品安全法などの法体系の確立を支援
- b) 市場から不良製品を排除するためMOCと協力して市場査察の頻度と内容の強化
- c) 消費者問題に関する情報システム確立への支援と情報の収集と迅速な対応
- d) 消費者支援機関の設立と育成
- e) 消費者問題の解決にあたりSASOの主導による関係省庁との共同作業を進めるべきである。SASOラボは科学、技術分野で問題解決に貢献すべきである。
- f) SASOラボの能力、特に事故解析能力の向上を図るべきである。SASOはその能力を高めるためにはMOC、CD、TPの他に学界、製造業界や他の専門家の協力を得なければならない。
- g) SASOは上記各能力を関係省庁と共同して進めるために「消費者保護推進部」を設置しなければならない。

2) 特に安全に関して、欠如している必要なSSAは早急に制定し、現存するSSAも直ちに見直さなければならない。

3) SASOは以下の新しい認証制度を発足させなければならない。

- a) 国内製品に対する規格適合性マーク（SCマーク）
- b) 輸入製品に対する試験合格データの確認制度

4) 試験の数と内容の増加に対応するため、SASOは生産性と技術力の向上を図る先進的ラボ管理制度を取り入れなければならない。

IECEE-CB制度への参画は活動強化、国際社会での地位向上の為に有効な方法である。

5) 雑誌「The Consumer」の内容をよりポピュラーにして購読者数の増加を図らなければならない。

JICA

